

中央労福協ニュース No.115 NEWSLETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）
発行人 花井 圭子
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5F
TEL 03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>

第1回幹事会を開催

2016年度活動計画等を決定

2月3日、東京・明大紫紺館で第1回幹事会を開催し、2016年度活動計画や年間主要日程などを決定した。

冒頭挨拶で神津会長は「現政権は経済成長中心でその後に分配という考えだが、欧州では「包摂的成長」がキーワードとなっている、労福協が掲げる全体が底上げ、包摂という社会でないと成長が成り立たない、順番はどちらが先ということを強く訴えなければならない」と語り、連合が取組んでいる「クラシノソコアグ応援団」キャンペーンとともに“底上げ”的必要性について触れた。

中央労福協は昨年の第62回定期総会で確認された2016年度活動方針に基づき、同定期総会サブ・スローガンでもある次の3点を重点活動として取り組みを進める。

<2016年度の重点活動>

①若者を追い込む雇用劣化と“奨学金”問題を改善しよう！

2016年度も奨学金問題を最重点課題と位置づけており、署名の提出、院内集会の開催と運動を盛り上げ、議員連盟の設立を含めた与野党への働きかけを進める。現在制度設計が進められている所得変換型奨学金制度に関しては改悪とならないよう要請を行っていく。アンケートについては分析結果の公表と報告書を発行。奨学金問題対策委員会を運動の節目に開催し企画・調整をする。他にも参議院選挙へ向けた奨学金問題の争点化や生活底上げ・福祉キャンペーンでも引き続き取り組んでいく。

②生活・就労支援を強化し、生活困窮者自立支援制度を地域で支えよう！

昨年4月から施行された生活困窮者自立支援制度について、法施行後の課題への対応や政策・制度要求をはじめ、任意事業の着実な実施にむけての働きかけを行う。また、生活就労支援連絡会議の開催や昨年に引き続き生活困窮者自立支援全国交流大会へ参加。ライフサポート活動では、連合、労金協会、全労済、中央労福協の4団体で引き続き協議促進を行う。相談員研修会の開催や相談事例共有化のためQ&Aの作成等を検討。

③みんなで労働者自主福祉を利用し、共助の輪を地域で広げよう！

今年度も共同事業団体の利用促進に向けた産別訪問活動を行い、産別研修会等で「労働者自主福



祉運動」カリキュラム導入を要請、大学生を対象とした啓発活動として大学の寄付講座で労働福祉運動の講座を開設するよう働きかける。また関係団体によるワーキンググループを設置し「労働者福祉運動のすすめ」の補強版を作成する。共助拡大に向けては「労働組合・事業団体合同会議」を開催。

<生活底上げ・福祉キャンペーンの実施>

2015年度の取組みを検証した上で、2016年度も秋ごろに本キャンペーンを実施。上に記載した三点の重点政策の実現にむけて取組みの全国展開を図る。

また他にも全国研究集会（札幌・9月8～9日開催）や奨学金の院内集会（3月22日開催）、2016年度主要日程や同活動計画などが確認された。

第1回労働組合会議を開催

1月22日ホテルラングウッドにて、第1回労働組合会議を開催。

黒河副会長の挨拶で開会、労働組合会議メンバーを確認し、まず、第1部勉強会と題して、中央労福協高橋均アドバイザーから、「労働運動・労働者自主福祉運動の過去・未来～歴史から学ぶ労働運動と労働者自主福祉運動の理念と課題～」をテーマにした講演の後、①幹事の選出、②2016年年間主要日程を確認し、③2016年度活動計画（素案）について討議を行った。特に、年間活動計画の1つ「労働団体と事業団体の連携行動」として、今年度も各産別への訪問活動を行いながら、各団体での研修カリキュラムに「労働者自主福祉運動」をテーマに取り入れていただくよう要請していく旨を確認した。

生活の底上げ・ 福祉の向上キャンペーン街頭行動

福島県労福協

12月21日、県労福協と連合福島の合同による「奨学金制度改善を求めるキャンペーン」と「クラシノソコアゲ応援団・2016 街頭キャンペーン」を福島駅東口前で105名の参加を得て実施しました。

加藤光一連合福島事務局長が街頭行動のキックオフ宣言し、今泉裕県労福協・連合福島会長が、クラシノソコアゲと奨学金制度改善を求める市民に訴えました。

金子恵美衆議院議員（民主党福島県連代表代行）、小川右善社民党福島連連合会代表が応援に駆け付け、連帯あいさつと市民へアピール。そして、林彪県労福協事務局長、遠藤徳雄連合福島副事務局長がそれぞれ取り組みを市民へアピールを行いました。その間、参加者は「奨学金制度の改善を求める」チラシと「クラシノソコアゲ応援団・2016 RENGOキャンペーン」のティッシュを市民に配布しました。

最後に生活底上げに向けた今後の取り組みの成功を誓い、伊藤秀治連合福島県北地域連合議長の頑張ろう三唱で街頭行動を終了しました。



市民へアピールする金子衆議

長崎県労福協は1月21日、関口税理士を招き、九州労金長崎支店会議室に於いて、参加者27名で開催した。研修会の内容は、①労働組合の会計・会計監査、②労働組合に係る税務として・社会保障・税番号制度（マイナンバー）の概要・（源泉所得税）（消費税）（法人税・地方税）など。

説明後、直接各組合が関口税理士の個別相談を受け終了した。

東京労福協も2月10日、57名が参加して税務研修会を開催。大野会長の挨拶の後、関口税理士が講師となって、労働組合の会計・税務に関する講習を行った。講習の後、質問を受けたが、①源泉徴収に関して、特に支払調書の質問、②マイナンバーは労働組合がどこまで把握しておかなければならぬのかという質問、③個人の携帯電話で労働組合へ通話する際の費用、④労働組合の取引で印紙税が必要な取引とは、⑤労働組合が組合員に貸し付ける場合の金利は理解できたが、労金に一斉積立した

県労福協第23回 長野県労福協 労働者福祉学校開かれる！

「労働団体・事業団体・労福協・NPOなどの連携協同について」とともに運動する主体へ（行動編）

11月30日長野市ホテル国際21において“労働団体・事業団体・労福協・NPOなどの連携協同について”をテーマに第23回労働者福祉学校が開かれ、労働団体・事業福祉団体・NPOなど関係諸団体から約80名が参加、県労福協理事会内に設けている連携・協同検討委員会の根橋委員長から「個」「組織」を強固な絆で結び新たな運動の共創へと題して「みらい『あんしん』プラン」の作成と今後の活用について報告提起を受けた。

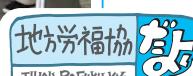
活動事例報告では「たくさんの“よかったです”が生まれる参加とネットワーク」と題して、長野県生活協同組合連合会専務理事の牛澤高志さんから報告をいただき、その後、グループワークを行った。テーマを「みらい『あんしん』プラン」を多くの組合員・働く仲間に伝え共感してもらうにはと設定し、みんなでアイデアを出し合い具体的に行動に移していくこととした。



労働者福祉学校のグループワーク

1月19日千曲市において県労福協加盟9団体トップの合同研修会を開催

中央労福協の花井事務局長による「労働者自主福祉運動の今後の展望」と題して、講演の後各構成団体が連携・協同に向けてどのような役割を発揮していくのかをメインテーマに意見交換を行った。



長崎・東京税務研修会

預金から貸し付けた場合の金利は、⑥労金からの出資配当、利用配当の法人税はなど、実務に直結する質問が多く寄せられ、関口税理士が回答した。所謂、研修会は一方的に講師が話をするだけになることが多いが、この研修会は多くの質問が出され税理士が回答することによって、情報をお互いに共有することでき、有意義であった。



東京労福協の税務研修会（講師：関口税理士）

労働運動と自主福祉運動の前進を！ 県内各地で「労働者福祉講演会」を開催中

和歌山県労福協は、労働者地位向上支援事業の一環として、「労働運動や労働者自主福祉運動の意義や理念を広く社会に周知していく」ことを掲げ、県内各地で、「労働運動と自主福祉運動の前進を！」をテーマとした、労働者福祉講演会を開催した。

労働金庫や全労済の事業推進が、事業者と利用者の関係になりつつある現状に鑑み、労働運動と自主福祉運動の理念と歴史を学ぶことの必要性が問われている今、県内各地の地域労福協と協働して取組みを進めている。

講師は、中央労福協の山本幸司参与（前副会長）に依頼。県内各地での講演会開催に協力いただいた。

2016年に入り、1月19日和歌山県の最南端である新宮・東牟婁地域労福協と紀南地域労福協が合同開催。粉雪が舞う中、那智勝浦町体育文化会館に110人が集まった。また、1月29日は、那賀地域労福協と橋本・伊都地域労福協が合同開催。雨にもかかわらず、粉河町ふるさとセンターに63人が集まった。

いずれも、労働団体を通じた要請や労働金庫の会員、全労済の協力団体を通じた呼びかけに地域が応えていただいたことが盛況に開催できた要因であった。

講師である山本氏は、まず、終戦後からの労福協の歴史を振り返りながら、労働金庫や労済の設立の概要を話し、和歌山県内における労働金庫や和歌山労済の設立の歴史を振り返った。そして、一億総中流社会と呼ばれた日本社会から中間層が解体された

背景とともに生活保護世帯の増加の原因を例示しつつ、日経連による「雇用ポートフォリオ」の3類型によって、企業が内部留保を増やし、雇用の劣化や賃金の低下などを引き起こしたことを詳細に報告。これまでの歴史を踏まえ、今後の労働運動と自主福祉運動の方向性について熱いメッセージを贈られた。



那智勝浦町体育文化会館で講演する山本参与

地方でのこうした講演会はほとんど開催されておらず、「地域で労働運動の役員を30年やってきたが、労金・労済を利用する理由が初めて分かった。」との参加者談が印象的であり、労福協として、継続的な取組みが必要と感じられた取組みとなつた。

(公社)和歌山県労福協

「新春講演会」で、奨学金問題を考えました！

『今や大学生の2人に一人が「奨学金」を利用し、多額の「借金」を抱えて社会に出ていく。

「奨学金」に関する現状を知り、参加者とともに社会は何をすべきかを考えたい』。和歌山県労福協は、1月23日に全国の労福協の最重点課題である奨学金制度の現状と課題を考えるにあたつて、2015生活底上げ・福祉強化キャンペーンの一環と位置づけた新春講演会を開催。「貧困ビジネスと化した「奨学金」と苦悩する若者たち」をテーマとし、大内 裕和先生（中京大学国際教養学部教授・奨学金問題対策全国会議共同代表）を和歌山にお招きした。

奨学金問題を地域で考えるため、消費者問題について取組む「消費者ネットワークわかやま（代表世話人は、由良登信弁護士）」へ協力を要請。強い賛同を得て共催に加わっていただいた。また、和歌山県をはじめ和歌山市に加え、和歌山弁護士会、和歌山県司法書士会にも本講演会の主旨を説明し、後援いただくことができた。

さらに、地元の和歌山大学にも広報協力を依頼。

在学生にも関心をもっていただくよう要請を行つたことで、幅広い層から聴講者が集まつた。

午後2時開演。今冬最大の寒波が押し寄せるなか、会場となった和歌山県勤労福祉会館（プラザホーブ）4F大ホールには、続々と満員の約300名が詰めかけた。地元のメディアも関心を示し、テレビのニュースや地元紙でも当協議会の取組みが報道された。

大内先生は、労働者の雇用劣化により労働者所得が減少するなかで、有利子奨学金制度に警鐘を鳴らし、高まる学費に対して学生が行う「ブラックバイト」の現状にも言及。奨学金制度がもたらす社会的影響に理解を求め、給付型奨学金制度の創設などを訴えた。

本講演会の開催により、雇用劣化と奨学金返済の重荷で結婚、出産等にも影響が及び始め、社会の持続性も問われかねない状況を広くアピールするとともに奨学金問題に取組む「労福協」の運動が地域社会に存在感を示す大きな取組みとなつた。



司法修習生への給費の実現と充実した司法修習に関する院内意見交換会

～過半数を超える国会議員からのメッセージを力に今国会での裁判所法の改正を！～

2月9日、衆議院第1議員会館で「司法修習生への給費の実現と充実した司法修習に関する院内意見交換会」が開催され国会議員、修習当事者など328名が参加した。今回寄せられた国会議員の賛同メッセージは371に達し、ついに衆・参議院議員総数の過半数を超えた。

開会挨拶では、主催の日本弁護士連合会・村越進会長が「今後は給費制の実現に向けた新たな段階に入る、今国会の中で裁判所法改正の目途をつけるべく引き続きみなさんの力を合わせ全力で取り組みたい」と語った。

次に自民・城内実氏、公明・矢倉克夫氏、民主・小川敏夫氏、共産・仁比聰平氏、維新・石関貴史氏、大阪維新の会・河野正美氏へ国会議員のメッセージ集と声明が手渡された。

日本弁護士連合会、全国52の弁護士会、ビギナーズ・ネットはこれまで、各地の市民集会、院内集会の際に国会議員へ司法修習生の現状や経済的支援を訴え、応援メッセージを要請していたが、今回ついに過半数を超えた。これに伴い上記団体と「司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会」は、給費型の経済的支援を求める声明を発表し早期の裁判所法の改正を求めていた。

現在、司法試験合格者が法曹（裁判官、検事、弁護士）になるためには研修期間である司法修習を受けることが義務付けられている。この期間中は原則アルバイトが禁止であり、国が修習資金を貸与する形がとられている。以前は給費制であつ



自民、公明、民主などの国会議員にメッセージ集と声明を渡した

たが、2011年から打ち切られてしまった。合格しても金銭的理由で修習を辞退する人や、法曹志願者自体が減少するなど社会問題化している。また、修習生の中には大学、法科大学院でも奨学金を借りていた人も少なくない。司法修習が終了して晴れて法曹になった時には1千万円近くの借金を背負っているケースもある。「経済的な利益ばかりを追求する弁護士が増えている」、「富裕層ばかりが法曹になり、市民感覚からかけ離れた判決が多くなる」といった懸念の声も出てきている。貸与型奨学金、司法修習資金は共に“借金”であり、学ぶためには借金漬けになる現状を変えなければならない。

認可主義の協同組合と届出主義の会社

認可と届出の①

日本の協同組合は所管の行政の認可を得なければ設立できない。なぜ会社と同じように自由に法人設立できないのだろうか？素朴な問い合わせから始めてみたい。

明治維新はそれまでと違つて、「私的所有権」を完全に保障することを根底にスタートした。「私的所有権＝自分の物」は絶対であり、土地や物の売買や契約関係は、私とあなたとの間、つまり人間と人間＝「自然人」との間で成立するという関係性が基本となつていて。それに対して会社は自然人ではないので、契約主体になれないとすると不都合なので、法律に基づいて自然人と同じように契約主体になれるようにした。これを法律に基づいた「人」という意味で「法人」という。

具体的に見てみよう。会社を設立しようとすると、会社法にそつて定款を定め出資金・資本金を銀行に払い込んだうえで、それらの書類が「会社法」に適合していることを公証人役場で証明してもらい、法務局に届け出れば登記は完了する、つまり「法人」になれる。これを会社法に準拠するという意味で「準則主義」もしくは「届出主義」という。

届出主義の対局は「認可主義」である。協同組合はもちろん、会社法、学校法人などは国の認可がなければ設立できない。

でも、会社は自由に設立出来るのに協同組合は国の認可がなければ設立できないのはおかしくないか。そもそも、「協同組合的組織」は普通の会社＝商業的企業以上に「地域の暮らしに根ざし、組合員（メンバー）自身によって出資・経営管理され、運営される自主的・自律的組織」であるのが特徴。だとすれば、会社以上に自由に設立出来ていいはずではないだろうか。

近年の法人制度改革でも、一般社団・財団法人はこれまでの認可主義から準則主義に転換されているのにだ。

そんな認可主義に対する素朴で根源的な疑問を持つどうではないか、と提起すると、「いや国から認可されることはお墨付きを得ることになるので信用が増す」という意見が出てきそうだ。本当にそうだろうか。次回はそのメリットを検証してみることにする

(高橋均)